

○文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「及び体育」を「、体育及び外国語」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。